

産業廃棄物

法律によって事業活動によって生じた20種類の廃棄物を産業廃棄物とされ、下記のようになっています。

産業廃棄物の分類

区 分	具 体 例
燃え殻	焼却残灰、石炭火力発電所などから発生する石炭がらなど
汚泥	工場排水処理や物の製造工程などから排出される泥状のもの
廃油	かつ順油、洗浄用油などの不要になったもの
廃酸	酸性の廃液
廃アルカリ	アルカリ性の廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなどの合成高分子系化合物
紙くず	製紙造業、製本業などの特定業種、および工作物の新築、改築（増築を含む）または除去に伴って排出されるもの
木くず	木材製造業などの特定業種、および工作物の新築、改築（増築を含む）または除去に伴って排出されるもの
繊維くず	繊維工場、および工作物の新築、改築（増築を含む）または除去に伴って排出されるもの
動植物性残さ	食品製造業などの特定の業種から排出されるもの
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄、銅等の金属くず
ガラス及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くずなど
鉱さい	製鉄所の炉の残さいなど
がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片など
動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
動物の死体	畜産農業から排出されるもの
ばいじん類	工場の排ガスを処理して得られるばいじん
上記の18種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの	コンクリート固形化物など
その他	上記の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物

※上記のものは、さが西部クリーンセンターに搬入できません。